

## 食中毒の原因究明に関する専門委員の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第174条第1項に規定される専門委員（第2条に規定するものに限る。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 法第174条第1項の規定に基づき、食中毒の原因究明に関する専門委員（以下「当該専門委員」という。）を本市に置く。

### (所掌事務)

第3条 当該専門委員は、市長の委託を受けて、その権限に属する下記に関する調査、研究及び助言（以下「調査等」という。）を行うものとする。

- (1) 食中毒の原因食品、病原物質及び汚染経路等の究明に関する事項
- (2) 患者の特定に必要な条件の検討に関する事項
- (3) その他原因究明に関し、必要と認められる事項

### (選任)

第4条 当該専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

### (任期)

第5条 当該専門委員の委嘱期間は、1年を超えない範囲内で個別に定める期間とする。  
ただし、再任は妨げない。

### (勤務)

第6条 当該専門委員は、非常勤とする。

### (守秘義務)

第7条 当該専門委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。